

LC-LIH.COM定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、LC-LIH.COM（エルシー・リーコム）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を札幌市東区に置く。

(目的)

第3条 当会は、情報・通信・社会教育・人材育成の観点より地域活動を推進し、社会課題に取り組むことを目的とする。そのために次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動法に準じた活動

- 1) 地域のまちづくりや非営利活動、地域振興、コミュニティビジネス、公共に関わる情報発信事業
- 2) 地域のまちづくりや非営利活動、地域振興、コミュニティビジネス、公共に関わる事業企画および運営
- 3) 地域のまちづくりや非営利活動、地域振興、コミュニティビジネス、公共に関わる教育や人材育成
- 4) 地域のまちづくりや非営利活動、地域振興、コミュニティビジネス、公共に関わる人材や仕事情報の発信
- 5) 地域のまちづくりや非営利活動、地域振興、コミュニティビジネス、公共に関わる調査・研究
- 6) 地域のまちづくりや非営利活動、地域振興、コミュニティビジネス、公共に関わる出版・書籍販売業務
- 7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(2) その他の事業

団体活動の円滑な遂行に資するために、役務の提供ならびに物品の販売および斡旋を行う。

(公告)

第4条 当団体ホームページに掲載する方法による。

第2章 会員

(入会)

第5条 当会の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 会員となるには当会所定の様式による申込みをし、代表者の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、代表者が別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当団体に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当会の社員が、当会の名誉を毀損し、若しくは当会の目的に反する行為をしたとき、代表者はその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第10条 当会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

(総会)

第11条 当会の総会は、臨時総会とし、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 臨時総会の招集は、会員の過半数の請求によるか、代表者が決定し、代表者が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より5日前までに発する。

(決議の方法)

第14条 総会の決議は、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 総会の議長は、代表者がこれに当たる。代表者に事故があるときは、総会は中止する。

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成する。

第4章 役員

(代表者の選定及び職務権限)

第21条 当法人は、代表者1名を置く。

2 代表者は、当会を代表し、業務を統括する。

第6章 計算

(事業年度)

第30条 当会の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第31条 当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表者が作成する。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表者は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第7章 附則

(設立時の代表者)

第33条 当会の設立時の代表者は次のとおりである。

設立時代表者 高山大祐

(法令の準拠)

第35条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

第36条 この定款は、2013年9月1日から施行する。

第37条 この定款が公開されてから、施行される前においては、任意団体が準拠すべき日本国

国内法に準じ、また活動時において形成された習慣や合意された事項があればそれを尊重するものとする。